

業務委員会（平成 15 年 7 月 23 日開催）議事要旨

1. 日 時 平成 15 年 7 月 23 日（水曜） 午前 10 時 00 分～午前 11 時 00 分
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 6 番 1 号
日経茅場町別館 1 階 当社会議室
3. 議 題 (1) 一般振替 D V P 制度要綱の一部改訂について
(2) 株券等保管振替制度における損失補填制度の整備について
(3) 小委員会における審議状況等について

既存業務小委員会

一般振替 D V P 小委員会

4. 議事内容

(1) 一般振替 D V P 制度要綱の一部改訂について

資料に基づき、一般振替 D V P 制度要綱の一部改訂について説明があったが、特に異論はなく、全員から賛同を得られた。

(2) 株券等保管振替制度における損失補填制度の整備について

資料に基づき、株券等保管振替制度における損失補填制度の整備について説明があった後、大要次のような質疑応答があった。

- ・ 連帯補填制度は、補填額を超える額については無限責任を負うとされているために、意見がなかなかまとまらないのではないかと思う。

社振法で設けられた加入者保護信託の金額は、様々な事例を勘案しながら、ひとつの目途として 100 億円に至ったと記憶しているが、今回のスキームの中でもセーフティネットの金額については、同等の金額がまず整備されていることが何よりも重要であろう。

加入者保護信託相応の金額までは、保険によるカバー額を上げることで、セーフティネット額そのもののバーを上げておくことが 1 つの解決策ではないかと考えている。バーを越える部分については、現行の枠組みそのものが無限責任であるということもあり、御説明された案は、様々な意見や現状の法制度を勘案していただいて作られた原案であるので、一定の考え方として理解できると考える。

保険金の額については、D T C や C R E S T の事例などを勘案した結果、定めたものである。御指摘のようにベースの部分は大きくなっているため、見直しをすることも必要かと思う。

(3) 小委員会における審議状況等について

既存業務小委員会

一般振替DVP小委員会

資料に基づき、小委員会における審議状況等について報告があった。

以 上

問合せ先

経営企画部

電話 03-3661-0295

本議事要旨は暫定版であるため、
今後修正があり得ます。